

山形県水資源保全条例施行規則の一部改正の概要について

1 趣旨

本県では、県民及び事業者の生活及び経済活動に欠くことのできない水資源を保全するために、山形県水資源保全条例及び山形県水資源保全条例施行規則に基づき、水資源保全地域を指定し、指定地域内の土地取引等及び開発行為の事前届出を義務付けており、このたび「2 改正の概要」のとおり、同規則を一部改正しました。

2 改正の概要

(1) 水資源保全地域の対象とする区域の拡大

(改正前)

- ① 取水地点に係る集水区域とその周辺の区域であつて
- ② 当該集水区域及びその周辺の区域における開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる区域



(改正後)

- ① 取水地点に係る集水区域とその周辺の区域であつて
 - ②-1 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域 (追加)
- 又は
- ②-2 当該集水区域及びその周辺の区域における開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる区域 (森林の区域を除く。)

(2) 土地取引等の事前届出の適用外とする場合の拡大

次の場合について、土地取引等の事前届出の適用外としました。

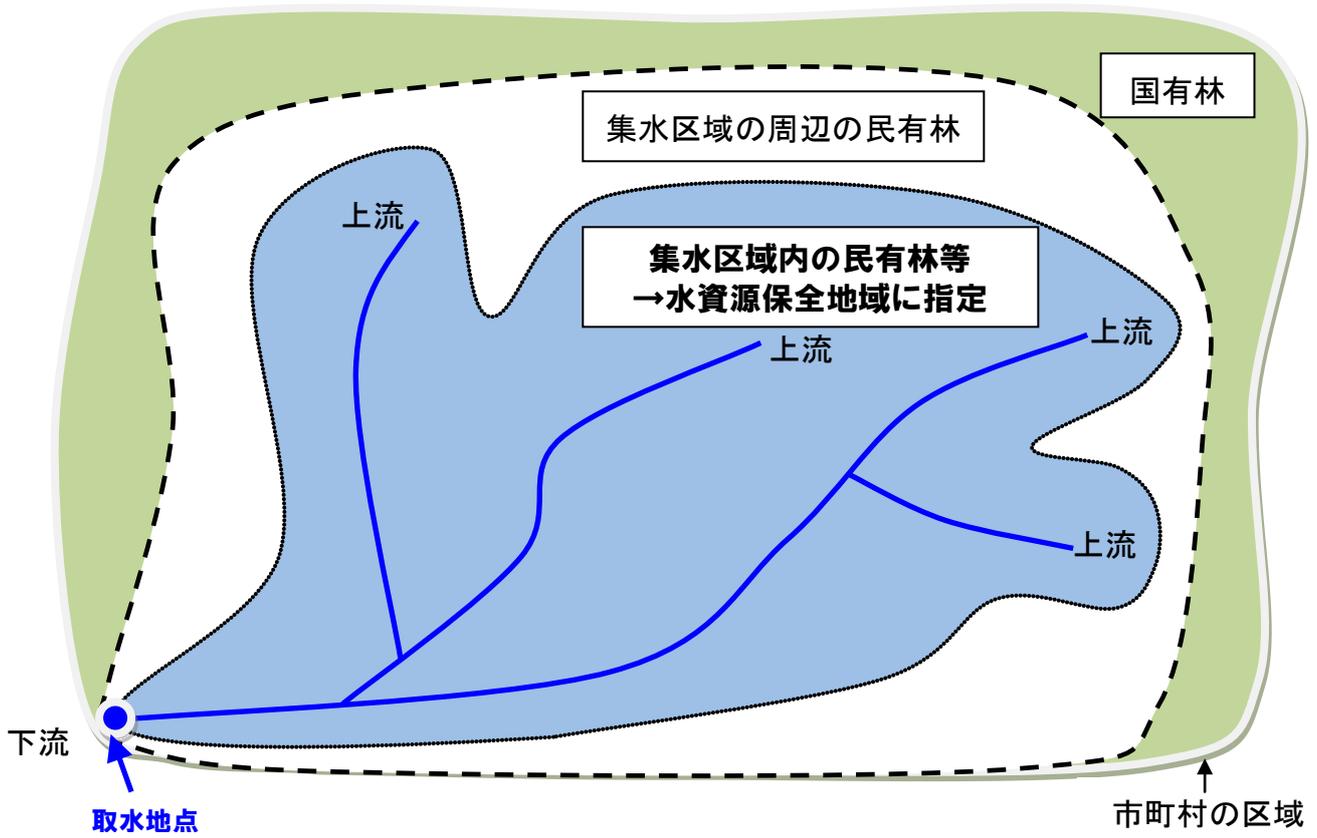
- ① 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国立研究開発法人森林総合研究所である場合
- ② 森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合に係る行為を行うために土地売買等の契約を行う場合

3 施行日

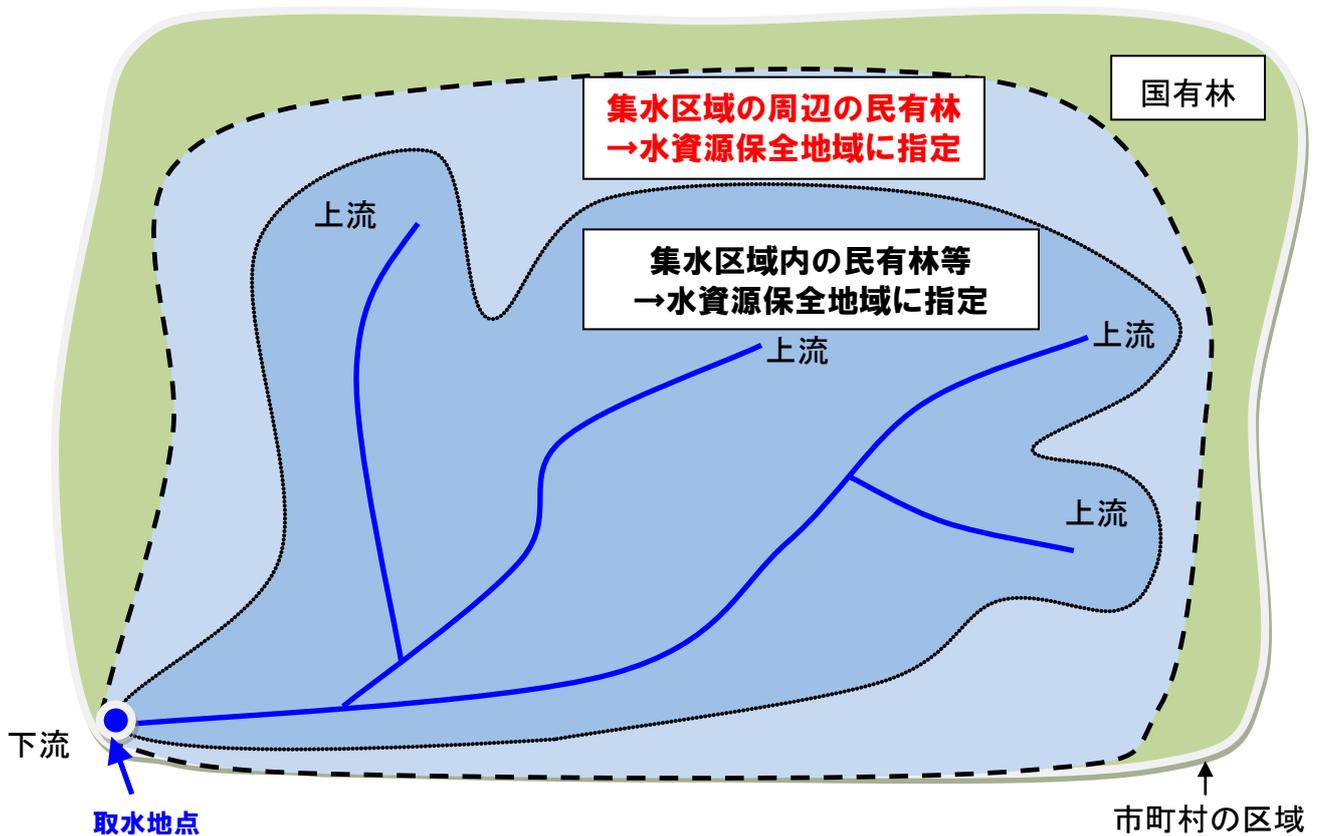
公布の日（平成28年4月1日）

水資源保全地域の指定対象区域の拡大のイメージ

■規則改正前



■規則改正後

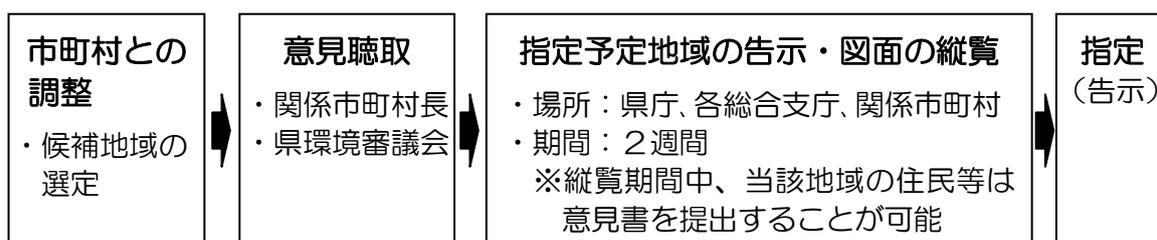


水資源保全地域の指定及び事前届出制度の概要

1 水資源保全地域の指定（H28.4.1改正後）

- 公共の用に供される水（水道原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水等）の取水地点及びその周辺の区域（国有地は除く。）であって、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域又は開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれのある区域（森林の区域を除く）を、知事が「水資源保全地域」に指定。（下線部追加）

■地域指定の流れ



2 水資源保全地域における事前届出制度

- 水資源保全地域内で土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、2か月前までに県（総合支庁環境課）に対し届出を行う必要がある。
- 県は、必要に応じて報告又は資料の提出を求めたり立入調査を行うことができるとともに、届出を出さなかったり虚偽の届出をした場合や県の指導に従わない場合は、勧告・命令、氏名等の公表、5万円以下の過料を科すことができる。

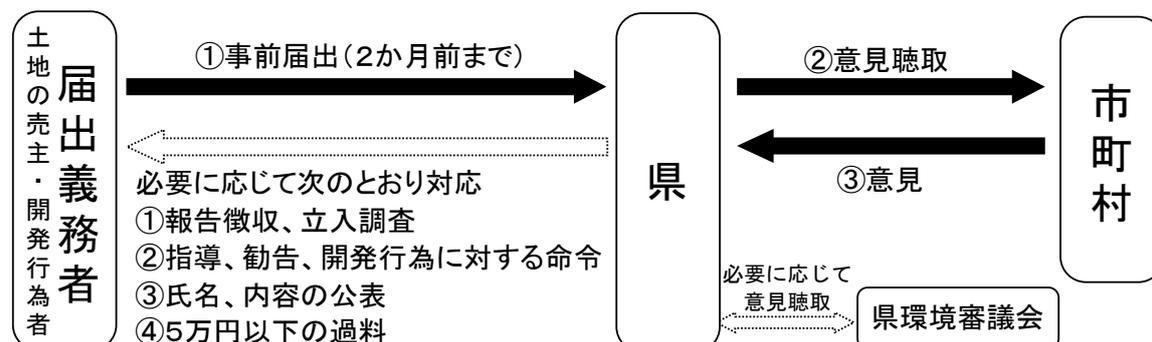
(1) 土地取引等に係る届出

- ① 届出の対象 土地売買、土地への権利設定（賃借権、地上権等）
- ② 届出義務者 現在の土地所有者（土地売買の場合は売主）
- ③ 届出の時期 契約締結予定日の2か月前まで

(2) 開発行為に係る届出

- ① 届出の対象 土石採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置 など
- ② 届出義務者 開発行為を行おうとする者
- ③ 届出の時期 開発行為の着手予定日の2か月前まで

■届出の流れ



山形県水資源保全条例及び条例施行規則における事前届出の対象外(H28.4.1改正後)

■土地取引等

1	土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
2	非常災害のために必要な応急措置として行う場合
3	土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法第9条第2号に掲げる森林整備法人又は国立研究開発法人森林総合研究所である場合（下線部追加）
4	土地売買等の契約が、当該土地の所有権等の移転又は設定に関し農地法第3条第1項の規定による許可を要するものである場合又は同項各号のいずれかに該当するものである場合
5	森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合（※1）に係る行為を行うために土地売買等の契約を行う場合（追加） （※1）送配電事業やガス事業など森林法の林地開発許可が不要な公益性の高い事業に係るもの
6	電柱（支柱、支線等を含む。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を行う場合

なお、相続による土地の所有権等の移転は本条例及び施行規則で定める土地取引等には当たらない。

■開発行為

1	国又は地方公共団体が行う場合								
2	非常災害のために必要な応急措置として行う場合								
3	農業、林業又は漁業を営むために行う場合								
4	森林法に基づく許可又は届出を要する規則で定める次の行為を行う場合 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1)</td> <td>森林法第10条の2第1項の規定による許可(※2)を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。） （※2）地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可（林地開発許可）</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>森林法第10条の8第1項の規定による届出(※3)を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。） （※3）地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可(※4)を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。） （※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質の変更する行為に係る許可</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出(※5)を要する行為 （※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出</td> </tr> </table>	(1)	森林法第10条の2第1項の規定による許可(※2)を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。） （※2）地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可（林地開発許可）	(2)	森林法第10条の8第1項の規定による届出(※3)を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。） （※3）地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出	(3)	森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可(※4)を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。） （※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質の変更する行為に係る許可	(4)	森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出(※5)を要する行為 （※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出
(1)	森林法第10条の2第1項の規定による許可(※2)を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。） （※2）地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可（林地開発許可）								
(2)	森林法第10条の8第1項の規定による届出(※3)を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。） （※3）地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出								
(3)	森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可(※4)を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。） （※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質の変更する行為に係る許可								
(4)	森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出(※5)を要する行為 （※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出								
5	温泉法第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可(※6)を要する行為を行う場合 （※6）土地の掘削の許可、温泉のゆう出路の増掘又は温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置の許可								
6	山形県地下水の採取の適正化に関する条例第7条第1項の規定による届出(※7)を要する行為（同条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。）を行う場合 （※7）地下水採取適正化地域内における、新たな地下水採取の届出								
7	自己の居住の用に供する住宅の建築（増築及び改築を含む。）、移転又は撤去のために行う場合								
8	電柱（支柱、支線等を含む。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行う場合								
9	建物その他の工作物の補修等通常の管理行為を行う場合								